

佐賀県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十一年十月九日

佐賀県知事 古川 康

事業所の名称		開設者の名称		事業所の所在地		変更年月日
デイサービスセンター （認知症専用棟）		有限会社こころ		新 唐津市佐志八六	旧 唐津市佐志一〇一番地八三	平成二一・ 六・一
居宅介護支援山百合、訪問介護さくら草、デイサービス福寿草		株式会社温誠堂		新 唐津市呉服町一八〇〇番地一	旧 唐津市中町一八二七番地	平成二一・ 六・一